

公益社団法人日本工業英語協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本工業英語協会(英文: JAPAN SOCIETY FOR TECHNICAL COMMUNICATION)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国における工業英語の正しい理解と普及を図るため、工業英語に関する検定試験をはじめ、工業英語に関する講習会、研究会、通信教育、出版物の刊行及び調査研究等を実施し、海外諸国との技術交流の円滑な発展に寄与するとともに、我が国における生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 工業英語に関する検定試験の実施、並びに技能度の登録及びその証明書の発行
 - 二 工業英語に関する講習会、研究会等の開催
 - 三 工業英語に関する通信教育の開発及び実施
 - 四 工業英語に関する出版物の刊行
 - 五 工業英語に関する調査研究
 - 六 工業英語に関する内外の諸団体との連携及び情報交換
 - 七 工業英語に関する翻訳等の請負事業
 - 八 その他この法人の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項第1号、第2号及び第3号の事業は、公益目的事業とし、本邦及び海外において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人もしくは団体
 - 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人もしくは団体
 - 三 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で社員総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

3 前2項の規程にかかわらず、名誉会員に推薦された者は、入会の申込みを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は入会金及び会費として、次項及び第3項に定める額を支払う義務を負う。

- 2 この法人の入会金は、次のとおりとする
 - 一 正会員 30,000円
 - 二 個人である賛助会員 5,000円
- 3 この法人の会費は、次のとおりとする。
 - 一 正会員 年額 90,000円
 - 二 個人である賛助会員 年額 15,000円
 - 三 法人である賛助会員 1口年額 200,000円
- 4 事業年度の中で入会した場合の会費は月割計算とする。
- 5 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。また法人である賛助会員は入会金を納めることを要しない。
- 6 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 7 入会金及び会費は、本会の管理費に充当するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が6箇月以上遅延したとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- 四 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 五 定款の変更
- 六 事業の全部又は一部の譲渡
- 七 解散及び残余財産の帰属の決定
- 八 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
一 会員の除名
二 監事の解任
三 定款の変更
四 解散
五 その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
5 理事会において社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項に規定する委任状及び第17条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

(会員への通知)

第20条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上20名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。会長および副会長以外の理事のうち、1名以内を専務理事に、1名以内を常務理事にすることができる。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の代表理事とする。
 - 4 第2項の専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の業務執行理事とする。専務理事及び常務理事がいない場合は、会長および副会長以外の理事のうち1名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指定した順序により、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 4 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3 第 1 項ただし書に規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事があるときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事又は監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 23 条第 5 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 三、四の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の規定により承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 会員及び役員の名簿
 - 三 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(剰余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 37 条第 4 項の公告に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 128 条第 3 項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 45 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により定める。

改定履歴

平成 21 年 6 月 11 日(移行により変更)

平成 27 年 11 月 24 日(目的等の変更)

平成 28 年 6 月 17 日(事務所所在地の変更)

平成 30 年 1 月 5 日(事務所所在地の変更)

平成 30 年 6 月 18 日(専務理事、常務理事の設置)